

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

01 市民に開かれたまちづくり

03 情報化の推進と市民サービスの充実

01 地域情報化の推進

主要施策	施策実施状況(※1)							問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価		評価内容	
		(%)	ペース		評価	評価内容		
10 地域における産官学による情報化推進体制の整備 (IT推進課)	5	40%	3	2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・時間と空間の制約を大幅に縮小し、人々の生活や地域社会、産業活動に大きな変化をもたらすことを目的とし、情報通信インフラ基盤を整備することを主として掲げてきたが、一部の地域を除き通信事業者による整備が進み、ハード基盤整備分野で公共が実施する必然性は薄れていると判断する。但し、不採算地域においては、通信事業者や国の動向をさぐりながら具体的な利用目的(教育分野、地域課題解決)等に依って検討する必要がある。 ・e-japan戦略当時に各種市民向けパソコン講習会や庁内職員向けホームページ作成研修等を稚内北星学園大学の協力により開催した実績や近年では無線ブロードバンド(WiMAX)協議会(北海道総合通信局主催)等での連携等がある。 ・情報システム充実では、総合福祉システムや住民基本台帳カードの導入は既に実施済である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が行う地域活動や企業が行う産業活動には、時間と空間の制約が大幅に縮小される高度な行政サービスの提供が必要である。 ・新電子自治体推進指針(総務省H19.3)からの抜粋では、1. 2010年度までに全ての地方公共団体において行政手続のオンライン化を実現し、最終的には行政手続をオンラインで完結可能にする。2. 地方公共団体と民間企業との協力により官民連携ワンストップサービスを実現する。3. ブロードバンドゼロ地域の解消による地域の情報格差を解消する等がある。 ・稚内北星学園大学との連携や活用では、行政側が大学に何を望むものかを整理する必要がある。 ・保健、医療、福祉及び生涯学習などに対する情報システムの充実については、旧実施計画内(再掲)、各業務担当課からの観点で記載されており、現行事務事業評価でも同様の扱いとなっている。 ・インターネットからの情報獲得だけでなく、獲得した情報の真偽を見極める力、機材を使いこなすための技術力などを常に高めることが出来るような体制作りが進められている。 	
20 地域からの情報発信と情報交換の推進 (IT推進課)	4		4	1				
40 保健、医療、福祉及び生涯学習などに対する情報システムの充実 (IT推進課)	4	100%	3	1				
50 稚内北星学園大学情報メディア学科との連携や活用 (IT推進課)	5	100%	3	4				
60 高度情報化を支える人材の育成 (IT推進課)	5	100%	3	4				
30 道北圏高度情報ネットワークの構築 (地域振興課)	1			3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・未着手のため 		